概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものであるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、〇会社に平成〇年〇月〇日採用され以後、長距離トラックの運転手として勤務していた。 被災者は平成〇年〇月〇日、仕事先事業場内でトラックを停車し、事務所へ向かって歩行していたとこ ろ突然倒れたため、直ちに〇病院に搬送されたが、「急性心筋梗塞」にて同日死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり意見している。

監督署長は、トラックに搭載のタコグラフの起動時を始業時刻としているが、その起動以前から業務が始まっており、労働時間に算入すべき時間があるのに、監督署長は、タコグラフが起動する前の労働時間を無視している。算入もれ労働時間を正当に算入すれば、被災者の本件疾病発症前の時間外労働時間は本件疾病発症前2か月間ないし6か月間のいずれの期間についても1ヶ月あたり平均80時間を超える。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 疾患名及び発症時期

被災者に発症した疾病は、医証から「急性心筋梗塞」と認められ、発症日は、平成〇年〇月〇日と考えられる。

(2) 異常な出来事

発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(3) 業務の過重性

短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間の勤務状況については、7日前に全日休息日があるのみであるが、勤務と次の勤務間でみると、全て8時間以上空いており、24時間以上空いている日も見受けられる。また、拘束時間も短く、過度の長時間労働や労働時間以外の負荷要因も認められない。発症前1週間より前の業務について見た場合も、発症前1週間の勤務状況と同様過度の長時間労働は認められず、労働時間以外の負荷要因も認められない

発症前6か月間の勤務状況については、発症前1か月の時間外労働は67時間20分であり、平均時間外労働時間は発症前4か月で最大の75時間50分となっており、月80時間には及ばないものである。被災者の業務内容はトラックの長距離運転手であり、勤務時間は不規則・深夜労働になることがあるが、勤務と次の勤務の休息時間はおおむね8時間以上確保されており、拘束時間についても発症4か月前と6か月前において、それぞれ276時間40分となっているものの過重なものとは認められず、労働時間以外の負荷要因は認められないものと考える。

- (4) 労災医員Aの意見は「既往に高血圧、心電図異常が指摘されており心肥大が認められたことなどから、本件疾病による死亡と診断されている。被災者は平成〇年より高血圧にて治療を受けており、平成〇年〇月に狭心症と診断されていたが、平成〇年〇月より治療を中断しており、これが本件疾病の主たる原因であったと推測される」とのことであった。
- (5) 以上より被災者に発症した本件疾病は業務による明らかな過重負荷を受けたとは認められないこと から、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 被災者が業務に関連した異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (2) 被災者の所定労働時間は9:00 から 17:30 までであるが長距離トラックの運転手という職種柄、深夜業務を含めて不規則な勤務だったといえる。発症前おおむね1週間における業務についてみると、発症7日前及び発症8日前は休息日であることより短期間の過重業務に就労した事実は認められない。
- (3) 被災者の長期間の過重業務についてみると、監督署長は発症前6か月間の労働時間について、タコグラフ起動時より労働時間として算定したものであるが、会社関係者聴取からタコグラフ起動時以前

にも業務が行われていたと認められることから、労働時間にこれらを加算して集計すると、発症前1か月間の時間外労働時間数は92時間15分となっており、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。しかしながら発症前2か月間にわたって1か月当たり92時間32分の時間外労働が認められ、業務との関連性が強いと評価できる80時間を超えているものである。

したがって、被災者は発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に 従事したと認められる。

(4) 労災医員Bは「被災者の業務状況は長距離トラックの運転手であり、長時間労働である。発症前1 か月間の時間外労働時間数は92時間15分、発症前2か月前は92時間50分と著しく時間外労働時間数が長い。

多くのリスクファクターを持ち、治療を中断していることから私病が本件疾病発症に大きく関与したことは否定できないが、長時間の時間外労働が自然経過を超えて動脈硬化を著しく増悪させ、本件疾病を発症したと考えるのが妥当である」と所見している。この労災医員Bの意見は医学経験則に基づくものであり、当審査官も妥当なものと認める。

- (5) 以上のことから、被災者に発症した本件疾病は認定基準に定める長期間の過重業務による明らかな過重負荷を受けたと認められるので、別表第8号に定める業務上疾病と認めるのが妥当であると当審査官は判断する。
- (6) したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当 ではなく、取り消されるべきである。